

生活福祉資金貸付制度の活用について

2009年11月25日
全国商工団体連合会

全商連は、2009年10月から「生活福祉資金貸付制度」が拡充されたことから、趣旨や概要、活用について、11月19日、厚生労働省社会・援護局地域福祉課・予算係長にヒヤリングを行ないました。その概要を下記の通りお知らせしますので、役立ててください。

1、生活福祉資金貸付制度の概要（別紙参照してください）

2、おもな改定内容と趣旨

* 整理統合して、「隙間」にも柔軟に対応できるように

「いままで10種類あった制度を4種類に整理統合した。

項目を細分化していると対象になる、ならない、の問題が発生する。

区分けを大きくすることで、「隙間」にも柔軟に対応できる」

* 保証人要件を緩和し、保証人なしの人にも貸付条件を拡大

「この貸付制度は原則保証人を必要とするものだが、保証人要件を緩和した。それは、派遣切りにあって失業したりしている人は家族との関係が切れたり、保証人をたのめる状況にない。そうした実態に対応するために改定した」

* 返済期間延長、利息引き下げで負担軽減

「返済期間延長（据置期間6カ月、返済期間20年以内）や利息引き下げ（年利3% 1.5%）は、負担を軽減するため」

3、予算に関して

* 貸付額の4割が延滞。2009年度補正予算で700億円を手当

「貸付額の4割が延滞している。貸し倒れ（返済不能に陥っているとみられるものを含む）の引き当てと、制度が改善されたことによって発生する需要増に応えるために2009年度補正予算で700億円を手当した（10月10日）。

現在の貸付可能額は約1,100億円」

「実施主体の都道府県から要望があれば、『セーフティネット支援対策等事業補助金』（2,000数百億円規模）の予算から配分することは可能」

4、中小業者が活用できる「生業費」に関して

* 年齢、資金使途（設備・運転）に制限なし。過去の事故は問わない

「年齢、資金使途（設備・運転）に制限はない。過去の事故も問わない（社協で事故の履歴を調べることは不可能）」

- 「低所得者の範囲について『市町村民税の非課税程度』とし、厳密にはしていない。
- * 個人の生活支援が目的。自立できるか、償還できるかがポイント
 - * 個別の状況に応じて必要な額を貸す。よく相談してほしい
 - 「返済期間が20年に延長されたが、例えば、「50万円の貸付を20年で返すのか」ということもある。貸付額の目安はあるが、個別の状況に応じて必要な額を貸す（福祉費の限度額は580万円）。年齢についても「75歳で開業」という場合でも「どれくらいで返せるのか」となる。実情に即して社協も判断するのでよく相談してほしい」
 - * 貸付制度は一時的な支出に対応するもの
 - 「資金使途に制限はないが、設備の場合は分かりやすいが、運転資金の場合は先の見通しをどう立てるのか社協ではノウハウもなくむずかしい」
 - 「この貸付制度は一時的な支出に対応するもの。毎月の生活費が不足するというものに対応するものではない。一時的な経費で、これを乗り切れば回っていくという場合は対象になる」
 - * 「できるだけ相談にのりたいが、中小企業向けの融資制度を活用してほしい。そういうこともあり、社協の窓口で日本公庫や銀行に行ってほしいということにもなっているのではないか」
 - * 「この制度は、生活保護に至るまでに自立した生活支援を進めようという運動のなかから生まれ、民生委員が役割を果たしてきた。申し込み手続としては、まず、地域の民生委員に相談してもらうことになっている」

5、都道府県や社会福祉協議会への指導について

- * 大枠は国が決められているが実施主体は都道府県。条例があれば、それに従って運用されており、地方分権の時代の流れのなかで、国がどうしろという指導することは難しい。

6、その他

- * 全商連としては、上記項目についての質問、確認とあわせて、所得200万円以下の中小業者が44%にも達する状況（全婦協09年調査）。また、業者には定年がなく、高齢の事業主もいるなど、実態を伝え、生活福祉資金の貸付にあたっては、積極的かつ柔軟に対応すること。また、社協の窓口で、制度改正の趣旨が生かされない状況があり、対応の改善をうながす指導が必要と要望。
- * 係長「他の金融機関で借りることができない人が来る。（生活福祉資金を）セーフティネットとして運用する必要がある」制度改善の趣旨を徹底したい」などと語った。

生活福祉資金お活用に関する条例の有無を各都道府県で確認し、該当する条例がある場合は、その内容を含めて全商連に報告してください。